### 安中市公告第64号

条件付一般競争入札(事前審査方式)を次のとおり実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定に基づき公告する。

令和7年9月8日

安中市長 岩井 均

記

## 1 条件付一般競争入札 (事前審査方式) に付する事項

- (1) 工事名 中宿一丁目(下宿北)地区配水管 φ200 布設替工事(湯ノ入橋橋梁添架)
- (2) 工事場所 安中市中宿一丁目字下宿北地内
- (3) 工事概要 SUS  $\phi$  200A L=155. 3m、DIP (GX)  $\phi$  200 ·  $\phi$  150 L=64. 6m、HIVP  $\phi$  50 L=38. 4m、 仕切弁  $\phi$  200-3 基、 $\phi$  150-1 基、 $\phi$  75-1 基、

給水管取出替2箇所

(4) 工 期 契約日の翌日 ~ 令和8年3月6日 週休2日制現場(発注者指定型)対象工事

### 2 入札参加形態

- (1) 単体による参加とする。
- (2) この工事の入札は電子入札案件であり、ぐんま電子入札共同システムを利用した参加とする。

### 3 入札参加資格

この入札に参加できる者は、入札の公告日から開札の時までの間、下記に掲げる条件を全て満たす者とする。

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び 同条第2項の規定に基づく安中市への入札参加の制限を受けていない者であること。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者(会社更生法に基づく更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定がなされた後において、競争入札参加資格の再認定を受けている者)であること。
- (3)以下に定める届出の義務を履行していない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
  - ア 健康保険法 (大正11年法律第70号) 第48条の規定による届出の義務
  - イ 厚生年金保険法 (昭和29年法律第115号) 第27条の規定による届出の義務
  - ウ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出の義務
- (4) 安中市入札参加者指名停止措置要領(平成19年安中市訓令第7号)に基づく指名停止期間中でないこと。
- (5) 令和6・7年度の安中市入札参加資格審査の申請を行い、当該競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (6) この公告の工事の入札に参加しようとする者及び設計業務等の受注者である株式会社利根設計 事務所との間に資本又は人事面において関連がないこと。
  - ア 資本関連とは、会社法関係法令に基づく親会社と子会社の関係又は親会社を同じくする子会社 同士の関係

- イ 人事関連とは、一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合、又は一方の会社 の役員が他方の会社の管財人(会社更生法又は民事再生法に基づいて選任された者)を現に兼ね ている場合
- (7) 建設業法(昭和24年法律第100号。以下同じ。)第27条の23の規定により経営事項審査を受け、当該経営事項審査に係る総合評定値通知書の有効期間内であること。
- (8) 安中市の水道施設工事に係る競争入札参加資格の認定を受けていること。
- (9) 安中市認定の等級格付が水道施設A等級であること。
- (10) 建設業法に基づく水道施設工事について、一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。

(下請金額の合計が5,000万円以上となる場合は、特定建設業許可を受けている者に限る。)

(11) 次に掲げる基準を満たす水道施設工事に係る主任技術者又は監理技術者を配置できること。

(下請金額の合計が5,000万円以上となる場合は、監理技術者に限る。)

- ア 申請目前3か月以上継続して雇用している者であること。
- イ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証の交付を申請日において受けていること。
- ウ 契約金額が4,500万円以上となる場合は、技術者を専任で配置すること。

## 4 設計図書等の閲覧期間及び方法

- (1) 閲覧期間 令和7年 9月 8日(月) から 令和7年 9月22日(月) まで
- (2) 閲覧方法 ぐんま電子入札共同システム (入札情報公開システム) による。 URL https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/

## 5 入札参加資格確認申請書の提出期間等

- (1)提出期間 令和7年 9月 8日(月) 午前9時 から 令和7年 9月22日(月) 午後5時 まで
- (2) 提出方法 ぐんま電子入札共同システムによる申請とし、次に掲げる書類を添付(押印不要) すること。
- (3)提出書類
  - ア 入札参加資格確認申請書(様式第1号)
  - イ 最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
  - ウ 配置予定の監理技術者等の資格(様式第2号)
  - (ア) 配置予定技術者の資格及び申請時における他工事の従事状況等を記載すること。

なお、配置予定技術者が営業所技術者又は特定営業所技術者である場合及び申請時点において 他工事に従事している場合等は、本工事において当該技術者が適正に配置できるか確認するこ と。

- (イ) 複数の配置予定技術者を提出することができる。
- (ウ) 主任技術者を配置する場合は、この工事に対応する許可業種に係る資格者証の写し等を添付すること。
- (エ)監理技術者を配置する場合は、この工事に対応する許可業種に係る資格者証の写し、監理技 術者資格者証及び監理技術者講習修了証の写し等を添付すること。
- (オ)継続雇用が分かるものの写しを添付すること。

## 6 設計図書等に対する質疑応答

(1) 質疑方法

ア 質 疑 質問書(様式第3号)を持参又はFAXにより提出すること。

イ 提出期間 令和7年10月 2日(木) 入札参加資格の審査結果通知後 から

令和7年10月 6日(月) 午後5時まで ただし、本公告に記載する事項については、公告日より受付を開始する。

#### (2) 回答方法

ア 回 答 FAXを使用して回答する。

イ 回答期限 令和7年10月 8日(水) 午後5時

ウ 再 質 問 アの回答に関連する再質問に限り、令和7年10月 9日(木)午後1時 まで受け付ける。

エ 再質問回答 令和7年10月10日(金) 午後5時までに回答する。

オ 公 表 入札者の共通認識として、ぐんま電子入札共同システム(入札情報公開システム)に質疑応答の内容について掲載する。

#### 7 入札参加資格の審査結果通知

- (1) 審 査 日 令和7年 9月30日(火)
- (2) 審査結果 ぐんま電子入札共同システムにより、競争入札参加資格確認通知書を発行する。
- (3) 発行日時 令和7年10月 2日(木) 午前9時 から 午後5時 まで

### 8 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

入札参加資格がないと認められた者は、書面(様式第4号)により、その資格がないと認めた理由についての説明を求めることができる。

- (1)提出期限 令和7年10月 6日(月) 午後5時まで
- (2) 提出方法 17 契約担当課 に持参すること。

午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

(3)回答期限 令和7年10月 8日(水) までに、書面により回答する。

### 9 入札及び開札の日時等

(1) 入札書受付開始日時 令和7年10月15日(水) 午前9時

(2) 入札書受付締切日時 令和7年10月16日(木) 午後1時

(3) 内訳書開封予定日時 令和7年10月16日(木) 午後1時5分

(4) 開札予定日時 令和7年10月20日(月) 午前9時

#### 10 入札の方法等

- (1) 入札書は、ぐんま電子入札共同システムにより提出すること。
- (2) 入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(1円未満の端数は切り 捨てる。)を落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税・免税事業者であることを問わず、 見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3)建設工事に係る資材の再資源化に関する法律に基づく分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である場合は、設計図書等に記載された処理方法等に基づき積算した上で入札すること。
- (4) 安中市建設工事等予定価格事前公表要領に基づき予定価格は事前公表とする。
- (5) 最低制限価格を設定する。最低制限価格を下回った価格の入札は失格とする。
- (6) 予定価格の制限の範囲内で最低価格(最低制限価格を設定した場合は、最低制限価格以上であること。)の入札者を落札者とする。また、落札者となることができる同じ最低価格による入札者が複数の場合、抽選(電子くじ)で落札者を決定する。
- (7)入札の回数は1回とし、落札者がいない場合は入札を中止し不調とする。
- (8) 地方自治法、地方自治法施行令、安中市契約規則及び安中市競争入札心得を遵守すること。また、 刑法(明治40年法律第45号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年

法律第54号)等の規定に抵触する行為を行ってはならない。なお、この契約に関して談合等不正 行為が認められたときは、当該契約を解除し、又は違約金等を徴収することがある。

(9) 提出した入札書の引き替えや変更は認めない。

#### 11 入札保証金及び契約保証金

- (1)入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 徴収

次のいずれかの方法により、契約金額の10%以上の保証を求める。

- ア 指定の口座に現金を振り込む。
- イ 銀行又は市長が認める金融機関の保証を付ける。
- ウ 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証を付ける。
- エ 保険会社との間に、市を被保険者とする履行保証保険契約を締結する。
- オ 委託した保険会社と工事履行保証契約を締結する。

## 12 内訳書の提出

- (1)内訳書の提出を求める。提出方法は、電子入札システムを利用した電子ファイルでの提出とする。 ファイル形式は、<u>マイクロソフトエクセル形式</u>とし、ファイル名については、工事名+商号又は名 称(例 ○○工事△△建設)とすること。
- (2) 次に該当する場合は、入札を無効とする。
  - ア 内訳書の提出がない場合
  - イ 内訳書と無関係な書類が提出された場合
  - ウ 他の案件の内訳書である場合
  - エ 入札参加した案件であることが特定できない内訳書の場合
  - オ 総額の記載のみで内訳の記載が全くない場合
  - カ 内訳書の工事価格が入札金額と一致しない場合(消費税及び地方消費税相当額を除く)
  - キ 入札者の商号又は名称に他の者の記載がある場合
  - ク コンピュータウイルスに感染したファイルで提出した場合
- (3) 詳細は、安中市ホームページに掲載する。

トップページ >しごと >入札・契約情報 >工事請負

>入札・契約情報 入札金額積算内訳書の提出について

https://www.city.annaka.lg.jp/page/2463.html

(4) マイクロソフトエクセル形式ファイルは、安中市ホームページに掲載する。

トップページ >しごと >入札・契約情報 >工事請負

>建設工事等契約書式集 53. 入札金額積算內訳書

https://www.city.annaka.lg.jp/page/2463.html

# 13 入札の無効

- (1) 次のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札を無効とする。
  - ア 申請書などの提出資料に虚偽の記載を行ったとき。
  - イ 入札に際し、談合その他不正の行為があったとき。
  - ウ 入札参加資格のない者のした入札
  - エ ICカードを不正に使用した者の入札
  - オ その他入札に関する条件に違反したとき。

- (2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。
- (3) 入札参加資格があると認められた者でも、開札時点において **3 入札参加資格** に掲げる資格のない者のした入札は無効とする。

### 14 支払条件に関する事項

(1) 前金払

契約金額の40%以内で請求できる。また、中間前金払制度を利用することもできる。

(2) 部分払

4回を限度として請求できる。ただし、前金払又は中間前金払の請求の有無により、部分払を請求できる回数が変更となる。

#### 15 その他

- (1) 提出期限後における申請書等の差替え又は再提出は認めない。
- (2) 提出された書類は、提出者に無断で入札参加資格の確認以外に使用しない。
- (3) 申請書又は提出資料等に虚偽の記載をした者は、安中市入札参加者指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、工期中、配置予定の技術者を当該工事の現場に配置すること。落札決定後、技術者を 適正に配置しない場合は、契約を締結しないことがある。
- (5) 現場説明会は、開催しない。
- (6) 天災、広域的・地域的停電等又は電子入札システムの不具合等の発注者側の障害により、入札書の提出又は受領等ができない場合、入札書受付締切日時及び開札予定日時の変更を行うことがある。また、長期間復旧の見込みがない場合、入札を中止する場合もある。この場合において、異議を申し立てることはできない。
- (7) 原則として、紙入札による入札の参加を認めない。ただし、発注者がやむを得ない事由があると 判断した場合に限り、紙入札での参加を認めることがある。
- (8) 入札結果の公表は、ぐんま電子入札共同システム(入札情報公開システム)で行う。

#### 16 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知

落札者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、契約検査係に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。通知書の様式は安中市ホームページに掲載する。

トップページ > しごと > 入札・契約情報 > 工事請負

> 建設工事等契約書書式集 60. 建設業法第20条の2第2項に基づく通知書 https://www.city.annaka.lg.jp/page/2463.html

#### 17 契約担当課

安中市役所 企画政策部 財政課 契約検査係

TEL 027-382-1111 (内線1091·1092)

FAX 027-381-7019